

中小企業経営承継円滑化法（その2）

Q．前回の「遺留分の民法特例」の解説に続き、今回は新設された「非上場株の相続税納税猶予制度」の内容と適用要件について解説します。

A．非上場株の相続税納税猶予制度創設。

1．概要：

平成21年度税制改正で、自社株相続時の相続税負担軽減の為、「事業承継相続人が相続等で取得した自社株の課税価額80%相当の相続税を納税猶予する制度」が新設されます。法案成立は平成21年3月末予定ですが、納税猶予制度の適用開始は、平成20年10月1日以降相続分に遡及適用される予定です。

2．対象会社の要件：

中小企業基本法上の中小企業（注1）で、生前に経営承継計画につき経済産業大臣の確認を受けている（但し平成22年3月末までの相続、被相続人が60才未満の場合等は省略可）

非上場会社

資産管理・運用会社（有価証券・不動産・現預金等が総資産の70%以上等）でないこと

（注1）「中小企業基本法上の中小企業」とは

製造・建設・運輸業等で資本金3億円以下・社員300人以下

卸売業で資本金1億円以下・社員100人以下

小売業で資本金5千万円以下・社員50人以下

サービス業で資本金5千万円以下・社員100人以下の会社。

3．対象株式の要件：

相続等で取得した株式で、発行済株式総数の3分の2に達するまでの部分の株式です。仮に相続前から自社株を50%保有し、相続で50%追加取得の場合、納税猶予対象株式は17%分となります。

4．適用要件：

被相続人の要件：

1) 会社の代表者であったこと、

2) 被相続人と同族関係者で発行済株式総数の50%超保有かつ同族関係者(事業承継相続人を除き)内で筆頭株主であったこと。

事業承継相続人の要件：

1) 会社の代表者で、被相続人の親族である事
2) 相続等により自社株を取得し、相続人と同族関係者で発行済株式総数の50%超保有かつ同族関係者内で筆頭株主となること。

事業継続要件：

相続税申告期限後5年間事業継続し、経済産業大臣への報告が求められます。「事業継続」とは具体的には、

- 1) 代表者であり続ける
- 2) 相続した対象株式を保有し続ける
- 3) 雇用(社会保険加入の正社員)の8割以上維持する

今回は、猶予税額の求め方、猶予打ち切りの場合、本制度活用例を解説します。

